（前のページより続き）

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同二二一）　九〇
○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（同二二二）
○薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同二二三）　九一
○雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（同二二四）
○水道法施行規則第十四条第三号の登録した旨を公示する件の一部を改正する件（同二二五）
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認の件（厚生労働・環境一）
○石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示（経済産業一六〇）　九四
○平成二十五年度以降の五年間についての石油備蓄目標を定めた件（同一六一）　一三三
○発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき地点を指定した件（同一六二）
○回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示（同一六三）　一三三
○平成十五年経済産業省告示第二百四十九号の一部を改正する件（同一六四）
○船員法第百四条第一項の市町村長を指定する告示の一部を改正する件（国土交通六六六）

〔官庁報告〕

官庁事項

総合特別区域基本方針の一部変更について（内閣）　一三三

本号で公布された法令のあらまし

◇衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（法律第六八号）（総務省）

1　衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に関する事項

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区について、平成二二年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け、一七都県において四二選挙区の改定等を行うものとすることとした。（公職選挙法別表第一関係）

2　公職選挙法の改正規定の施行期日等に関する事項

㈠　衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（以下「緊急是正法」という。）のうち公職選挙法の改正規定は、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日（以下「一部施行日」という。）から施行するものとした。（緊急是正法附則第一条関係）

㈡　緊急是正法による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については一部施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとした。（緊急是正法附則第二条関係）

㈢　緊急是正法による改正後の公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成二五年三月二八日（以下「基準日」という。）現在によったものであって、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなすものとした。（緊急是正法附則第三条関係）

3　この法律は、公布の日から施行するものとした。

◇旅券法の一部を改正する法律（法律第六九号）（外務省）

一　旅券法の一部改正関係

1　旅券に記載された名義人の氏名等に変更が生じた場合に、当該旅券の記載事項を訂正する制度を廃止することとした。（第一〇条関係）

2　一般旅券に記載された名義人の氏名等に変更を生じた場合には、外務大臣又は領事官が、当該一般旅券の名義人の申請に基づき、当該一般旅券を返納させて有効期間及び種類を当該一般旅券の残存有効期間及び種類と同一とする一般旅券を発給することとした。（第五条関係）

3　一般旅券の記載事項の訂正に関する手数料の規定を削除することとした。（第二〇条関係）

二　東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律の一部改正関係

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律により震災特例旅券の発給を受けた被災者が氏名等の記載事項の変更により有効期間を当該旅券の残存有効期間とする新たな旅券を取得した場合においても、震災特例旅券を取得できることとした。（第二条第二項関係）

三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇食品表示法（法律第七〇号）（消費者庁）

1　目的

この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）